

## 和東町史執筆者設置要綱

平成30年8月29日  
教委要綱第 8 号

### (目的)

第1条 和東町史（以下「町史」という。）編さん事業を円滑に推進するため、和東町史執筆者（以下「執筆者」という。）を置く。

### (委嘱)

第2条 執筆者は、学識経験を有し、町史編さんに関する専門的な知識を有する者のうちから、相楽東部広域連合長が委嘱する。

### (所掌事項)

第3条 執筆者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町史編さん資料の収集及び調査・研究
- (2) 町史の執筆及び編集等

### (任期)

第4条 執筆者の任期は、町史編集が終了するまでの間とする。

2 執筆者に欠員が生じた場合の補欠執筆者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報償費等)

第5条 執筆者に対し、報償費等を支給する。

### (庶務)

第6条 執筆者に関する庶務は、和東町史編さん室において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。